

自然災害・感染症発生時における業務継続計画

法人名	近江八幡市	事業所	近江八幡市児童発達 相談支援事業所
代表者	近江八幡市長 小西理	管理者	田中 敦美
所在地	近江八幡市土田町 1313 番地 総合福祉センターひまわり館内	電話番号	0748-31-3734

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、自然災害・感染症が発生した場合においても、業務を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者等の安全確保及び確認	利用者及び保護者の身体・生命の安全の確保及び感染症蔓延時においては利用者等の感染状況確認に努める。
② 業務の継続	利用者及びその保護者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の身体・生命の安全を確保する。感染拡大防止に努める。
④ 早期復旧・再開	早期に通常の業務提供が実施できる体制への復旧に努める。

3 主管

本計画は自然災害発生時に国及び県の方針に則り、近江八幡市が定める災害対策の基本的対処方針に従い、近江八幡市子ども発達支援センターが主管するものとする。

第Ⅱ章 事前対策

1 対応主体

近江八幡市の関係部署と連携し、子ども発達支援センターが対応を行う。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 地域との連携の推進

災害時に備え、ひまわり館内での協力体制づくりを行う。
庁内部署だけでなく、社会福祉協議会とも連携する。
近江八幡市相談支援事業所連絡協議会とも連携する。

(2) 防災組織の体制構築

別添

(3) 職員の連絡体制の構築

緊急連絡網による連絡体制

(4) 保護者との連携体制の構築

緊急連絡先を把握し、非常時に保護者と連絡がとれるようにする。
利用者等の安否確認シートを作成する。
安否確認シートは、通信手段等が停止した場合に備えて、最新情報を印刷してファイル等に保管しておく。
保護者に対して、当事業所の災害時等の対応に関して利用計画の策定時やモニタリング時に説明し理解を得る。

(5) 関係各所との連携・情報収集先の確認

連絡先一覧

連絡先	電話番号
近江八幡消防署	119 0748-33-5119
近江八幡警察署	110 0748-32-0110
近江八幡市総合医療センター	0748-33-3151
近江八幡市休日急患診療所	0748-33-9311
緊急医療情報案内	0748-23-3799
滋賀県救急医療情報センター	077-523-1299
近江八幡市 子ども健康部 幼児課	0748-33-5507 (管理運営G) 0748-36-5579 (指導G)
近江八幡市役所	0748-33-3111
近江八幡市社会福祉協議会	0748-32-1781

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	滋賀県 防災情報のページ	https://shiga-bousai.jp
	近江八幡市 防災情報のページ	https://www.city.omihachiman.lg.jp/mokutekibetu/bousai/index.html
自治体	近江八幡市 ホームページ	https://www.city.omihachiman.lg.jp
	滋賀県 ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp

(6) 非常時に優先的に実施する業務の選定

保護者等と職員の安全確保
施設待機か、避難所へ移動かの検討
情報収集、関係機関との連絡調整

(7) 施設のリスク確認

① 避難場所、避難経路

市非常災害対策計画参照
ひまわり館避難経路参照

② 避難誘導

避難場所については保護者にあらかじめ知らせておく。
火災、地震等で施設が使用不可能の場合、避難場所へ避難する。

⑤ 非常用の持ち出し品・重要書類

安否確認シートが編綴されたファイル
緊急連絡簿

第Ⅲ章 BCP 発動時の対応

1 対応主体

近江八幡市の防災対策本部の指示の元、子ども発達支援センターが対応を行う。

2 対応事項

当事業所での初動対応

① 災害発生時の対応

- 事業所内で保護者等との業務中の場合は、自らと保護者等の安全を確保する。
二次被害に備える。
- 事業所外で保護者等との業務中の場合は、自らと保護者等の安全を確保する。
二次被害に備える。乗車中は車を安全な場所へ移動し、ラジオから情報を得る。
周辺の被災状況を把握、避難等も含め自らの安否情報を所属長に連絡。
- 安否確認シートにて利用者等の確認をする。
 - ・ 生存の確認
 - ・ 身体状況の確認
 - ・ 生活環境の確認
 - ・ 今いる場所で生活の継続ができるか確認
 - ・ 福祉サービス利用計画の継続及び変更の必要性の確認

② その後の対応

業務が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ福祉サービス等の実施状況の把握を行う。

必要な支援が提供されるよう、福祉サービス事業所等との連絡調整などを行う。

第IV章 BCP の検証

1 対応主体

子ども発達支援センターが対応を行う。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

1 B C P の検証

大規模な危機の発生時に、速やかに業務継続体制に移行し、重要業務を実施するためには、各職員がそれぞれ大規模な危機の発生時の対応を意識し、平時の業務を実施する中で準備を進めておくことが重要である。このため、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じられるよう、検証し、業務継続計画やマニュアル、その対応方法等の実効性を確認する。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和6年4月1日	作成
令和6年11月1日	更新